

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例の改正について（案）

条例名	佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例
条例の内容	県民の消費生活に関する県や事業者等の責務、県の施策等について規定
背景	<u>高齢者の消費者トラブル・相談件数が、ここ15年間で増加・高止まりしている^(※1)。</u>
検討の方向性	<ul style="list-style-type: none">・ <u>高齢者の消費者トラブルを減少させる取組を追加</u>・ <u>適格消費者団体^(※2)の差止請求権行使に対する、情報提供等の支援を明記</u>

※1 総相談件数に占める、高齢者相談の件数・割合

年度	相談件数	うち60歳以上の相談の件数(割合)	
H20	9,282	2,782	(30.0%)
R4	7,424	3,056	(41.1%)

※2：適格消費者団体

消費者の利益擁護のため、不適切行為の差止請求権を有する団体。全国に25団体。
佐賀県内には、「NPO法人佐賀消費者フォーラム」がある。